

窃盗罪における実行の着手の有無が問題となった事例 【東京高等平成 22 年 4 月 20 日判決¹】

I. 事実の概要

被告人は、駅の自動券売機の釣銭返却口内部に接着剤を塗布し、払い出される釣銭用の硬貨を付着させて補足したうえでそれを回収して窃取しようと考えた。

そこで被告人は、顔見知りの者から接着剤等を入手し、JR 新橋駅へ赴き、同駅改札口切符売場の様子を観察した。利用客がかなり多く混雑していることから、「やれるだろう」と考え、被告人は 10 番券売機の釣銭返却口に左手中指の先につけた接着剤を塗りつけ、その後、隣にある 11 番券売機の釣銭返却口にも同様に接着剤を塗りつけた。

一方、新橋駅駅員 A は防犯カメラの映像で 10 番券売機の釣銭返却口に何かを塗布している被告人を発見し、釣銭泥棒と思って現場に急行すると 11 番券売機釣銭返却口に接着剤を塗布している被告人を見つけた。駅員 A は接着剤が同券売機釣銭返却口に付着しているのを確認し、被告人を追及したところ犯行を認めたため、窃盗未遂の現行犯として逮捕した。

裁判において、接着剤を塗布した時点で窃盗罪の実行の着手の有無が争われた。

II. 判旨

東京高裁は原判決を破棄・自判して窃盗未遂罪の成立を認め、被告人を懲役 1 年 2 月の実刑に処した。

「窃盗罪における実行の着手は、構成要件該当行為自体の開始時点に限定されず、これに密接な行為であって、既遂に至る客観的危険性が発生した時点で認められると解されるところ、本件において接着剤を各券売機の釣銭返却口に塗布した時点において、実行の着手があったというべきである。すなわち、被告人の本件接着剤塗布行為は、券売機の釣銭を取得するために最も重要かつ必要不可欠の行為であって釣銭の占有取得に密接に結びついた行為である。また、被告人において一回でも成功すれば、本件接着剤の効能、乗客の乗車券購入行為等による釣銭の出現の頻度、釣銭が接着剤に付着する確立等を踏まえると、券売機の管理者が有する釣銭用硬貨を十分に取得することができる状態に至った、換言すれば硬貨の窃取に至る客観的危険性が生じたといえることができるというべきである。」

III. 判決の意義²³

日ごろ目にする機会の少ない手口による窃盗罪の実行の着手を肯定したもの。実行の着手時期については、行為者の主観的側面を基準にする主観説、構成要件該当行為の開始によって着手を認める形式的客観説、法益侵害の現実的危険性を生じさせる行為をもって着手を認める実質的客観説という対立があるが、近年の判決は、実質的客観説に依拠した考え方が採用されており、本判決も、実質的客観説の立場を採用したものである。

確固たる判断基準が存在しているとは言えない実行の着手時期について判断された裁判例であるため、実務上 1 つの参考となるものである。

以上

¹ 東京高等裁判所(刑事)判決時報 61 卷 70 号。

² 判例タイムズ 1372 号 251 頁。

³ 刑事法ジャーナル 28 号(2011 年 5 月) 96~101 頁。